

議 事 録 抄 本

令 和 3 年 9 月

福 崎 町 農 業 委 員 会

令和3年9月農業委員会議事録抄本

日 時 : 9月21日(火) 15:00~15:50

場 所 : 福崎町役場 2階 大会議室

【出席者】・・・16名

農業委員

1番 上阪 英仁	2番 加瀬澤智昭		4番 松岡 忠幸	5番 城谷 憲敬
6番 三木 勝博		8番 牛尾 敏博	9番 松本 廣幸	10番 松岡 隆子
副会長 松岡繁克	会長 上田 隆敏	-	-	-

農地利用最適化推進委員

11番 吉高 平記	12番 藤岡 資芳	13番 鍛示 幸弘	14番 後藤 正二	15番 田中 初美
16番 高橋 清正	-	-	-	-

事務局 松岡課長、中塚事務局長、豊國主事、品川

【欠席者】・・・宮川積委員、上延英一委員

【現地調査委員】

会長 上田 隆敏	8番 牛尾 敏博
----------	----------

【署名人】

5番 城谷 憲敬	9番 松本 廣幸
----------	----------

(議長) 【あいさつ】

それでは福崎町農業委員会 9 月定例会を開催します。

本日はの欠席委員は宮川委員と上延委員です。農業委員会等に関する法律第 27 条により、委員の過半数に達していますので、総会が有効に成立することを宣言いたします。

さて、議事録署名人について、私が指名させていただいてよろしいでしょうか。

一 同 <異議なし>

(議長) 異議なしということで、

5番 城谷 憲敬	9番 松本 廣幸
----------	----------

委員にお願いします。本日は、議案第 29 号から議案 36 号に至る 8 議案、報告事項 3 件について審議願います。では審議に入る前にいつものとおり事務局による議案書の朗読及び説明をお願いします。

(事務局) 【議案朗読及び説明】

<案件>

- | | | | |
|--------|-------------------------------------|---------|----|
| 議案第29号 | 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について | (委員会証明) | 2件 |
| 議案第30号 | 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について | (委員会許可) | 1件 |
| 議案第31号 | 農地法第3条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について | (委員会許可) | 1件 |
| 議案第32号 | 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について | (知事許可) | 1件 |
| 議案第33号 | 農地法第4条第1項第8号の規定による農地等の転用届出について | (委員会受理) | 1件 |
| 議案第34号 | 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について | (知事許可) | 2件 |
| 議案第35号 | 農地法第5条第1項第7号の規定による農地等の使用貸借権設定届出について | (委員会受理) | 1件 |

議案第36号	農地の地目転換の適正化に関する要綱に基づく届出について	(委員会受理)	1件
報告第1号	農地の使用貸借の合意解約通知について		1件
報告第2号	会長専決処理規程第2条に基づく証明書の発行について		7件
報告第3号	農地法第6条に基づく報告書の確認について		1件

(事務局担当) 令和3年9月議案説明

資料の修正をお願いします。26 ページ地籍図について、申請地の南側にある 1799-3 については雑種地ではなく田となります。38 ページの写真について、左下の議案第 36 号を 35 号へ、右上の 37 号を 36 号としてください。

議案第 29 号 農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について

(委員会証明)

13 番：資料 12 ページをご覧ください。願出地は農事組合法人高橋営農組合の倉庫から南東に約 150m に位置しています。資料 13 ページの地籍図、資料 36 ページの現況写真を合わせてご覧ください。写真をご覧いただくと、傾斜が急で農地として利用していないことが確認できます。

この願出地については、平成 11 年 5 月の航空写真にて、その当時から農地でないことを確認しました。20 年以上農地でなく、その他の要件である農振農用地でもないため、非農地としての要件をすべて満たしているものと考えます。

14 番：資料 14 ページをご覧ください。願出地は東部工業団地の西約 250m に位置しています。資料 15 ページの地籍図、資料 36 ページの現況写真を合わせてご覧ください。写真をご覧いただくと、住宅が建っていることが確認できます。

この願出地については、平成 11 年 5 月の航空写真にてその当時から建物があることを確認しました。20 年以上農地でなく、その他の要件である農振農用地でもないため、非農地としての要件をすべて満たしているものと考えます。

議案第 30 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(委員会許可)

14 番：資料 16 ページをご覧ください。申請地は小鶴池の南東に位置しています。資料 17 ページの地籍図、資料 36 ページの現況の写真を合わせてご覧ください。この申請は、売買による所有権移転です。

渡し人の〇〇さんは、町外在住のため農地を手放したいと考えており、〇〇さんの家の近隣の土地であるため双方の話し合いにより売買で話がまとまりました。

今回の申請地は、自宅の近くの農地であり、取得後は野菜の作付をしていくとのことです。

トラクター、コンバイン、田植え機等、農機具一式は借りる予定であり、取得後のすべての農地を利用すること、下限面積等も問題ないことから、許可要件を満たすものと考えます。

議案第 31 号 農地法第 3 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について (委員会許可)

15 番：資料 18 ページをご覧ください。申請地は株式会社八千種営農の倉庫から南西へ約 200m のところにあります。資料 19 ページの地籍図、資料 37 ページの現況の写真を合わせてご覧ください。この申請は、使用貸借権の設定です。

渡し人の〇〇さんと受け人の〇〇さんは兄弟であり、〇〇さんが農地を探していたため話がまとまりました。関連として報告第 1 号があります。

前議案でも報告したとおり、トラクター、コンバイン、田植え機等、農機具一式は借り受ける予定であり、取得後のすべての農地を利用すること、下限面積等も問題ないことから、許可要件を満たすものと考えます。

議案第 32 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請承認 (知事許可)

3 番：資料 20 ページをご覧ください。申請地は福崎東中学校の南東約 350m に位置しています。資料 21 ページに地籍図を、資料 22 ページに計画配置図で露天駐車場 2 台分を示しています。資料 37 ページの写真を合わせてご覧ください。

この申請は、申請人の〇〇さんが、自己所有地に駐車場を設置するものです。退職後、自己所有地の農地を耕作するため、トラクターや草刈り機を購入したいと考えており農機具を野ざらしにできないため、現在の車庫に収納する予定です。自家用車の駐車場がなくなるため今回の露天駐車場の申請となりました。

計画面積・資金等も妥当で、周辺農地に及ぼす影響も少ないことから、農地法第 4 条の許可要件は満たすものと考えます。

議案第 33 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地等の転用届出について (委員会受理)

4 番：資料 23 ページをご覧ください。届出地は、福崎小学校の西に位置しています。資料 24 ページの地籍図、資料 37 ページの写真を合わせてご覧ください。

この届出は、届出人である〇〇さんが自己所有地に、進入路を設けるためのものです。24 ページの地籍図をご覧ください。元は ■■■■ の 1 筆を ■■■■、■■■■、■■■■ の 3 筆に分筆しています。議案第 35 号で説明しますが、■■■■ は宅地への転用を考えているため、■■■■ の進入路を確保するため今回の届出がされました。

届出については、市街化区域であり、内容も問題ないことから、農地法第 4 条の届出の

受理要件は満たすと考えます。

議案第 34 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(知事許可)

5 番：資料 25 ページをご覧ください。申請地はウシオ精工株式会社の東に位置していません。資料 26 ページの地籍図、資料 27 ページの計画図、資料 37 ページの現況の写真を合わせてご覧ください。

この申請は、売買による所有権の移転です。受け人の〇〇が太陽光発電装置を設置するための土地を探していたところ、渡し人の〇〇さんと話がまとまりました。申請地及び周辺の農地は遊休農地として毎年指導している場所です。

申請の面積は 986 m²で、周囲はフェンスで囲う計画となっています。資金等も妥当で、周辺農地に及ぼす影響も少ないことから、農地法第 5 条の申請の許可要件は満たすものと考えます。

6 番：資料 28 ページをご覧ください。申請地は宝性院の北西約 40m に位置しています。資料 29 ページの地籍図、資料 30 ページの計画図、資料 38 ページの現況の写真を合わせてご覧ください。

この申請は、売買による所有権の移転です。受け人の〇〇が太陽光発電装置を設置するための土地を探していたところ、渡し人の〇〇さんと話がまとまりました。

申請の面積は 761 m²で、周囲はフェンスで囲う計画となっています。資金等も妥当で、農地法第 5 条の申請の許可要件は満たすものと考えます。

議案第 35 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地等の使用貸借権設定届出について

(委員会受理)

11 番：資料 31 ページをご覧ください。届出地は、福崎小学校の西に位置しています。資料 32 ページの地籍図、資料 33 ページの計画図、38 ページの現況写真を合わせてご覧ください。

写真をご覧いただくと畑として利用されていることがわかります。届出は、借受人の〇〇さんが一般住宅用敷地として転用するものです。市街化区域であり、届出内容も問題ないことから、農地法第 5 条の届出の受理要件は満たすと考えます。

議案第 36 号 農地の地目転換の適正化に関する要綱に基づく届出について (委員会受理)

2 番：資料 34 ページをご覧ください。届出地は、福崎小学校の西に位置しています。資料 35 ページの地籍図、資料 38 ページの現況写真を合わせてご覧ください。

届出地は、現在野菜の作付がされておりますが、一部水はけが悪いため、栽培を行いやすいよう、かさ上げを行うとのことです。畑化した後は、引き続き野菜の栽培をする予定で営農計画書を提出されています。

地元、水利管理者の同意もあり付近の農地への影響も少なく受理できるものと思われ
ます。

続きまして、報告事項であります。

報告第1号 農地使用貸借の合意解約通知について

使用貸借の合意解約通知が1件出ていますので報告いたします。

報告第2号 会長専決処理規程第2条に基づく証明書の発行について

租税特別措置法に基づく引き続き営農証明を1件、その他申出に基づく証明、農地基本
台帳原本証明を6件発行したことを報告します。

報告第3号 農地法第6条に基づく報告書の確認について

株式会社大門営農から令和3年8月12日付けで、事業状況等の報告書が提出され、そ
れにより、農地所有適格法人要件確認書を作成し、状況を把握したことを報告します。

説明は以上となります。

(議長) 議案第29号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承
認(委員会証明) 2件について、現地調査済ですので報告願います。

(牛尾委員) 13番: 願出地は農事組合法人高橋営農組合の倉庫から南東に約150mに位置し
ています

現地では、草刈りなどの管理はされていることを確認しました。調査班では、
少なくとも20年以上前から農地でないと判断しております。委員会による非農地
証明要件に合致するものと考えます。

14番: 願出地は東部工業団地の西約250mに位置しています。

現地は、車庫が建っていることを確認しました。調査班では、少なくとも20年
以上前から農地でないと判断しております。委員会による非農地証明要件に合致
するものと考えます。よろしくご審議ください。

(議長) 議案第29号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承
認(委員会証明) 2件について、質疑ありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、次に、議案第30号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可)1件について、現地調査済ですので報告願います。

(牛尾委員) 14番: 申請地は小鶴池の南東のところにあります。

現地では、小豆等の野菜が作付けされていることを確認しました。

事務局説明の通り、近隣の〇〇さんが農地を取得するものです。今回の申請地は、自宅に近接した農地であり、特に問題はないと調査班では判断しました。よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第30号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可)1件について、質疑ありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、次に、議案第31号 農地法第3条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認(委員会許可)1件について、現地調査済ですので報告願います。

(牛尾委員) 15番: 申請地は株式会社八千種営農の倉庫から南西へ約200mのところにあります。

現地では、稲作をされていることを確認しました。

事務局説明の通り、〇〇さんが農地を探していたため、〇〇さんとの使用貸借として話がまとまりました。家からの距離も近く、面積も要件に達するため特に問題はないと調査班では判断しています。よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第31号 農地法第3条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認(委員会許可)1件について、質疑ありませんか。

<なし>

(議 長) 次に、議案第32号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認(知事許可)1件について、現地調査済ですので報告願います。

(牛尾委員) 3番: 申請地は福崎東中学校の南東約350mに位置しています。

現地では、保全管理がされていることを確認しました。

事務局説明の通り、所有者の〇〇さんが駐車場用地として転用するものです。面積・資金等も妥当で、周辺農地に及ぼす影響も少ないことから、農地法第4条

の申請の許可要件は満たすものと考えます。よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第32号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認(知事許可)1件について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) 次に、議案第33号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地等の転用届出(委員会受理)1件について、現地調査済ですので報告願います。

(牛尾委員) 4番:届出地は、福崎小学校の西に位置しています。

現地では、畑でキウイ等を作付けされていることを確認しました。

事務局説明の通り、所有者である〇〇さんが■■■■の農地への進入路として転用するものです。市街化区域であり、調査調査班では特に問題ないと判断しました。よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第33号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地等の転用届出(委員会受理)1件について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、次に、議案第34号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(知事許可)2件について、現地調査済みですので報告願います。

(牛尾委員) 5番:申請地はウシオ精工株式会社の東に位置しています。

現地では、草刈りがしていない状況で現地の確認ができませんでした。事務局説明の通り、受け人の〇〇が太陽光発電装置を設置するために転用するものです。問題ありと判断しております。

6番:申請地は宝性院の北西約40mに位置しています。

現地では、稲作がされていることを確認しました。事務局説明の通り、受け人の〇〇が太陽光発電装置を設置するために転用するものです。調査班では特に問題はないと判断しています。よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第34号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(知事許可)の現地調査報告が終わりました。ここで議長より皆様に提案をしたいと

思います。現地調査をした委員より議案第34号の5番について問題ありと考えるという発言がありました。つきましては本総会の場において5番については次回の委員会での採決に延ばしたいと考えております。なにかご意見等ありましたら発言をお願いします。

(三木委員) 来月に延ばせるのか。延ばしたら何か変わるのか。

(事務局) 現地で草刈りがされていない状態で、周辺の状況が何も確認できませんでした。草刈りがされて、現地が確認できる状態になれば来月の採決をとりたいと考えます。

(田中推進委員) 草刈りは所有者がするんですか。そのように言われるのですか。

(事務局) 申請者か所有者かに草刈りをするように指導します。

(加瀬澤委員) 来月同じ状態だった場合どうするんですか。また翌月送りになるのか、差し戻しとなるのか。

(事務局) そうならないように指導します。

(三木委員) 西治の三宮の南で社会福祉協議会の西側の太陽光は途中でほったらかしになっている。今機能していない状況で、草も茂っている。最近は福崎で1,000㎡以下の小規模な太陽光の設置が多いんですが、町として進めているんですか。問題ないんですか。

(事務局) 一定以上の面積であれば強度計算や今後の維持管理の協定書などいろいろあるんですが、1,000㎡未満の土地については開発の許可がいらなため規制が難しいというのが現状です。環境省や経産省が太陽光などの再生可能エネルギーの設置を進めていることもあるので、申請が増えてきています。

(議長) 他に質疑はないようですので、採決のときに番号5番については採決をしないということでご了承ください。6番については何か質疑等ありますか。

<なし>

(議長) ないようですので、次に、議案第35号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地等の使用貸借権設定届出(委員会受理)1件について、現地調査済みですので報告願います。

(牛尾委員) 1番:届出地は、福崎小学校の西に位置しています。

現地では、畑でサツマイモ・大豆等が栽培されていることを確認しました。事務局説明のとおり、〇〇さんが一般住宅の建築のため転用するものです。市街化区域であり、周りも住宅地のため、特に問題はないと調査班では判断しました。よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第35号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地等の使用貸借権設定届出(委員会受理)1件について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、次に、議案第36号 農地の地目転換の適正化に関する要綱に基づく届出(委員会受理)1件について、現地調査済みですので報告願います。

(牛尾委員) 2番：届出地は、福崎小学校の西に位置しています。議案第33号及び35号と隣接しています。

現地では、畑として野菜を栽培されていることを確認しました。事務局説明のとおり、水稻に向かない土地のため畑への地目転換を行うものです。市街化区域であり、周りも住宅地のため、盛り土をしても特に問題はないと調査班では判断しました。よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第36号 農地の地目転換の適正化に関する要綱に基づく届出(委員会受理)1件について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) それでは、ただ今より順次、討論、採決に移りたいと思います。

議案第29号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認(委員会証明)2件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。

議案第29号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認(委員会証明)2件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成9：反対0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第29号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認(委員会証明)2件について、証明することといたします。

(議 長) 次に、議案第30号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可)1件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第30号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可)1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成9：反対0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第30号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可)1件について、許可することといたします。

(議 長) 次に、議案第31号 農地法第3条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認(委員会許可)1件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第31号 農地法第3条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認(委員会許可)1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成9：反対0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第31号 農地法第3条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認(委員会許可)1件について、許可することといたします。

(議 長) 次に、議案第32号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認(知事許可)1件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第32号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認(知事許可)
1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成9：反対0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第32号 農地法第4条の規定による農地等の
転用許可申請承認(知事許可)1件について、県へ進達することといたします。

(議 長) 次に、議案第33号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地等の転用届出
(委員会受理)1件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第33号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地等の転用届出(委員会
受理)1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成9：反対0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第33号 農地法第4条第1項第8号の規定に
よる農地等の転用届出(委員会受理)1件について、受理することといたします。

(議 長) 次に、議案第34号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承
認(知事許可)2件について、5番につきましては先ほど説明した通り、来月へ採決
を延ばしたいと思えます。6番について討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第34号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(知事
許可)6番1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成9：反対0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第34号 農地法第5条の規定による農地等の
所有権移転許可申請承認(知事許可)1件について、県へ進達することといたしま
す。

(議 長) 次に、議案第35号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地等の使用貸借権設定届出(委員会受理)1件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第35号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地等の使用貸借権設定届出(委員会受理)1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成9：反対0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第35号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地等の使用貸借権設定届出(委員会受理)1件について、受理することといたします。

(議 長) 次に、議案第36号 農地の地目転換の適正化に関する要綱に基づく届出(委員会受理)1件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第36号 農地の地目転換の適正化に関する要綱に基づく届出(委員会受理)1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成9：反対0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第36号 農地の地目転換の適正化に関する要綱に基づく届出(委員会受理)1件について、受理することといたします。

報告事項については事務局が報告したとおりですが、質疑ありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、以上で、本日提案しました議案についての審議を終了致します。

< 15 : 50 終了 >

○次回農業委員会開催日・・・10月20日（水曜日）時間未定

署名 人	城谷 憲敬
署名 人	松本 廣幸